

**無線局等情報検索
Web-API のコード値一覧
(Ver.1.2.0)**

— 1.2.0版 —

令和5年9月

改版履歴

項番	版数	作成年月	変更内容	変更理由等
1	初版	平成30年3月	—	—
2	1.0.1	平成30年6月	軽微な誤字の修正	—
3	1.1.0	平成31年1月	無線設備の規格に項番13,14を追加	—
4	1.2.0	令和5年9月	周波数等の一括表示記号を追加 無線設備の規格に項番15を追加	—

■無線局の種別

無線局の種別の項目値には、以下の値を指定する。

項番	無線局の種別	項目値	補足
1	アマチュア局	AT	
2	固定局	FX	個別免許の固定局
3	特定以外の地上基幹放送局	BB	
4	特定地上基幹放送局	BC	
5	特定以外の地上基幹放送試験局	BD	
6	特定地上基幹放送試験局	BE	
7	地上一般放送局	BG	
8	海岸局	FC	
9	航空局	FA	
10	基地局(PHS除く)	FB	PHS、包括免許を除く基地局。
11	基地局(PHS)	FB_PHS	PHS用の基地局
12	携帯基地局	FP	
13	無線呼出局	RP	
14	陸上移動中継局	FBR	個別免許の陸上移動中継局
15	船舶局	MS	
16	特定船舶局	MSS	
17	遭難自動通報局	DS	
18	船上通信局	MB	
19	航空機局	MA	
20	陸上移動局	ML	
21	携帯局	MP	
22	移動局	MO	
23	無線航行陸上局	RL	
24	無線航行移動局	RO	
25	無線標定陸上局	LR	
26	無線標定移動局	MR	
27	無線標識局	RB	
28	地球局	TC	
29	海岸地球局	TI	
30	航空地球局	TB	
31	携帯基地地球局	TYP	
32	船舶地球局	TG	
33	航空機地球局	TJ	
34	携帯移動地球局	TUP	個別免許の携帯移動地球局
35	宇宙局	ME	
36	人工衛星局	EKT	
37	衛星基幹放送局	EV	
38	衛星基幹放送試験局	EBE	
39	非常局	EM	
40	実験試験局	EX	
41	特定実験試験局	EXT	
42	実用化試験局	DVT	
43	簡易無線局	CR	パーソナル無線を除く簡易無線局
44	簡易無線局(パーソナル無線)	CR_PA	パーソナル無線用の簡易無線局
45	構内無線局	LO	
46	気象援助局	SM	
47	標準周波数局	SS	
48	特別業務の局	SP	
49	固定局(包括免許)	FX_H	包括免許の固定局
50	陸上移動局(包括免許)	ML_H	包括免許の陸上移動局
51	携帯局(包括免許)	MP_H	包括免許の携帯局
52	地球局(包括免許)	TC_H	包括免許の地球局
53	携帯移動地球局(包括免許)	TUP_H	包括免許の携帯移動地球局
54	基地局(包括免許)	FB_H	包括免許の基地局

55	陸上移動中継局(包括免許)	FBR_H	包括免許の陸上移動中継局
----	---------------	-------	--------------

例)

基地局(PHS除く)の場合: OW=FB

基地局(PHS)の場合: OW=FB_PHS

陸上移動中継局(包括免許)の場合: OW=FBR_H

※「FB」、「FBR」部分は無線局の種別コードを表す

■無線設備の規格

無線局の種別の項目値には、以下の値を指定する。

項番	無線設備の規格	項目値
1	5GHz帯無線アクセスシステムの無線局設備のうち基地局に係るもの	001
2	5GHz帯無線アクセスシステムの無線局設備のうち陸上移動中継局に係るもの	002
3	5GHz帯無線アクセスシステムの無線局設備のうち陸上移動局に係るもの	003
4	PHS基地局のうち1W以下のもの	004
5	2.4GHz帯構内無線局のうち周波数ホッピング方式を用いるもの	005
6	900MHz帯構内無線局に係るもの	006
7	PHS基地局とPHS陸上移動局の間の通信を中継する無線設備のうち10mW以下のもの	007
8	デジタル簡易無線局	008
9	900MHz帯簡易無線局に係るもの	009
10	5GHz帯無線アクセスシステムの無線局設備のうち携帯基地局に係るもの	010
11	5GHz帯無線アクセスシステムの無線局設備のうち携帯局に係るもの	011
12	920MHz帯陸上移動局に係るもの(無線設備規則第49条の34第1項)	012
13	5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局設備のうち基地局に係るもの	013
14	5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局設備のうち陸上移動中継局に係るもの	014
15	920MHz帯移動体識別用陸上移動局に係るもの(無線設備規則第49条の34第2項)	015

例)

5GHz帯無線アクセスシステムの無線局設備のうち基地局に係るものの場合：OW2=001

■所轄総合通信局

無線局の種別の項目値には、以下の値を指定する。

項番	所轄総合通信局	項目値
1	北海道総合通信局	J
2	東北総合通信局	I
3	関東総合通信局	A
4	信越総合通信局	B
5	北陸総合通信局	D
6	東海総合通信局	C
7	近畿総合通信局	E
8	中国総合通信局	F
9	四国総合通信局	G
10	九州総合通信局	H
11	沖縄総合通信事務所	O

■周波数等の一括表示記号

周波数等の一括表示記号の項目値には、以下の値を指定する。

項番	無線従事者の資格	無線局の区分	周波数等の一括表示記号
1	第一級アマチュア無線技士	移動しない局	1AF
2	第一級アマチュア無線技士	移動する局	1AM
3	第二級アマチュア無線技士	移動しない局	2AF
4	第二級アマチュア無線技士	移動する局	2AM
5	第三級アマチュア無線技士	移動しない局	3AF
6	第三級アマチュア無線技士	移動する局	3AM
7	第四級アマチュア無線技士	移動しない局	4AF
8	第四級アマチュア無線技士	移動する局	4AM
9	-	アマチュア業務の中継用無線局	ATR